

第 12 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 3 年 6 月 3 0 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和3年6月30日(水) 15時30分～16時15分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件
日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可の件
日程第7 議案第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の件
日程第8 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件
日程第9 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積
計画決定の件
日程第10 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地
買入協議要請の件
日程第11 議案第8号 現況証明願いの件(その1)
日程第12 議案第9号 現況証明願いの件(その2)
日程第13 議案第10号 芽室町農業委員会委員辞職の件

●出席委員

| | | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 島部 亨 | 2番 | 敬松 穰治 | 3番 | 小寺 典子 | 4番 | 道下 勇治 |
| 5番 | 坂下 義晴 | 6番 | 早苗 裕典 | 7番 | 森田 文秀 | 8番 | 横溝 勲 |
| 9番 | 平林 浩哉 | 10番 | 谷口 栄治 | 12番 | 後藤 和則 | 13番 | 西川 幹生 |
| 14番 | 相澤 研二 | 15番 | 浅井 隆久 | 16番 | 森本 敏彦 | 17番 | 浅野 博文 |

●欠席委員

11番 鈴木 進

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成 事務局次長 土田 雅敏 農地振興係長 村上 大助

●議事録署名委員

6番 早苗 裕典 7番 森田 文秀

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に 6番 早苗委員 7番 森田委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは、番号1番、2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。それでは、坂下あっせん委員長よりあっせんの結果について報告をお願いします。

○5番（坂下委員） 農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。

あっせん委員会を6月23日に開催いたしました。あっせん委員に、道下委員、森田委員、西川委員、浅野委員、そして私、坂下。事務局から藤野局長、村上係長が出席しています。午後1時から役場2階会議室において事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けた後、現地調査を行い、午後3時から役場会議室において、あっせん委員会を開催いたしました。それでは結果を報告いたします。

今回のあっせんは売買2件で、番号1番につきましては、売買の申し出により買い手の調整を行い、受け手の資金調達等の事情により調整がつかなかったことから、あっせんを打ち切りあっせん不成立といたしました。番号2番についてはあっせんが成立いたしました。以上、報告いたします。

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書審査の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないもとの認め、番号1番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に関連がありますので、番号2番、3番について事務局より議案の説明願います。

○事務局（土田）

【番号2番、3番朗読】

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。番号2番、3番についてご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号2番、3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番、3番について、原案のとおり決定いたします。以上で議案第1号を終わります。

●日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。それでは関連がありますので、番号1番、2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番、2番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 後藤委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番（後藤委員） ただ今事務局より説明のあった件ですが、場所は、芽室西中から美生方面に2キロメートル程行ったところで、譲受者については平成8年に新規就農し、菌床椎茸の栽培を現在まで行っています。今回規模拡大を計画し、隣接地所有者の譲渡人に相談したところ、承諾を得ての申請となりました。特に問題のない案件かと思えます。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号1番、2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番、2番について、原案のとおり決定いたします。以上で議案第2号を終わります。

●日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可の件を議題といたします。それでは 番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農地法第5条の規定による許可の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいま説明のありました案件につきましては、5月に開催した第11回総会で審議いただいたものです。これより質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号1番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について 原案のとおり決定いたします。番号1番につきましては、農業振興地域整備計画の変更の告示がありたい許可書を交付いたします。以上で議案第3号を終わります。

●日程第7 議案第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、地区委員であります 浅井委員から

現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○15番（浅井委員）15番浅井。先日 貸人の方から話を伺ってきました。今回の農地は、一昨年より砂利採取を進めているところで、南側から北方向、道道に向かって事業を進めてきており、今回が最後になるとのこと。道路に面した畑で他に迷惑をかけることもない案件であります。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め番号1番については原案のとおり決定します。なお、番号1番については、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から許可相当の回答があり、準備が整い次第、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

以上で議案第4号を終わります。

●日程第8 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、芽室町より意見を求められた次の農業振興地域整備計画の変更について審議を求めます。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 早苗委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○6番（早苗委員） 先日調査を行いました。場所は芽室南小の斜め側で、借人の敷地に隣接し、現在ある牛舎の西側に堆肥舎の建設を計画しています。事業者である法人の代表と務める貸人の所有農地であり、他に影響のない案件と思われまます。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番については、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 谷口委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○10番（谷口委員） 10番谷口。先日現地調査を行いました。場所は6線7号から西に300メートルほどのところにある自宅の隣接地です。事業者は、近年、機械の大型化や野菜の導入

などにより農機具の格納場所が不足してきており、今回格納庫を新設することを計画しました。建設場所も住宅敷地に隣接しており、周囲は全て事業者の農地であることから他への影響はないと考え、問題のない案件であります。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号2番については、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号3番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 森本委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○16番（森本委員） 16番森本。先日現地調査を行いました。土地の所在は上美生市街地から美生ダムに向かって5、6キロメートルいったところで、事業者の住宅の東側に牛舎の新築を計画しています。事業者は24年ほど前に就農し、7年前には父より経営を譲り受けています。以前は、小麦など畑作複合経営でしたが、経営移譲の頃より酪農専業となり、以降規模拡大を続けてきています。牛の頭数が増えてきて牛舎が不足していることから、今回、乾乳牛、お産が近づき搾乳を休ませている牛のための牛舎です。山に向かって一番最後の農業者であり、他への影響はないものであります。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号3番については、原案のとおり決定いたします。以上で、議案第5号を終わります。

●日程第9 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第12 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。それでは 整理番号5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（村上） 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号5番朗読】

○議長（島部会長） それでは 整理番号5番について、これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。整理番号5番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） それでは、整理番号5番について、異議のないものと認め、原案のとおり決定いたします。以上で、議案第6号を終わります。

●日程第10 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議要請の件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議要請の件を議題とします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（村上） 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議要請の件。 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、次の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるので、芽室町に対し買入協議を要請するものとする。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） 番号1番につきましては、先の報告第2号で報告のありました、あっせんが不成立となった案件であります。坂下あっせん委員長より、説明をお願いします。

○5番（坂下委員） 5番坂下。ただいま事務局より説明がありました件ですが、6月23日にあっせん委員会で買い手の調整を行いました。報告第2号のとおりあっせんを打ち切り、あっせん不成立で終わっています。あっせん委員で協議した結果、これらの件については受け手が資金調達等の理由により速やかに買い入れる事が出来ないため、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と判断した案件でございます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。以上で議案第7号を終わります。

●日程第11 議案第8号 現況証明願の件（その1）

○議長（島部会長） 次に、日程第11 議案第8号 現況証明願の件（その1）を議題といた

します。それでは番号1番から番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田) 議案第8号 現況証明願の件(その1)。次の者から現況証明願があったので審議を求める。

【番号1番・番号2番朗読】

○議長(島部会長) 次に、早苗現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○6番(早苗委員) 6番、早苗です。去る6月21日に現地調査委員会が開催されました。

調査委員は 島部会長、敬松代理、道下委員、横溝委員、後藤委員、浅井委員 と私 早苗の7人で、事務局より 藤野局長 土田次長が出席しています。午後9時に開会され、調査箇所について事務局及び担当委員の説明を受けた後、今事務局より説明のあった2か所について現地調査を行いました。現地調査の結果、番号1 番号2とも「農地・採草放牧地以外」と判断しましたので報告します。

○議長(島部会長) ただいま、早苗現地調査委員長及び事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長(島部会長) 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長(島部会長) 次に、番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長(島部会長) 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。以上で議案第8号を終わります。

●日程第12 議案第9号 現況証明願の件(その2)

○議長(島部会長) 次に、日程第12 議案第9号 現況証明願の件(その2)を議題といたします。それでは番号1番から番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田) 議案第9号 現況証明願の件(その2)。次の者から現況証明願があったので審議を求める。

【番号1番・番号2番朗読】

○議長(島部会長) 次に、小寺現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○3番(小寺委員) 3番、小寺です。去る6月23日に現地調査委員会が開催されました。

調査委員は 谷口委員、森本委員、と私 小寺の3人で、事務局より 藤野局長 土田次長が出席しています。午後9時に開会され、調査箇所について事務局及び担当委員の説明を受けた後、今事務局より説明のあった2か所について現地調査を行いました。現地調査の結果、番号1、番号2とも「農地・採草放牧地以外」と判断しましたので報告します。

○議長(島部会長) ただいま、小寺現地調査委員長及び事務局から説明がありましたが、ご意

見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。以上で議案第9号を終わります。

●日程第13 議案第10号 芽室町農業委員会委員辞職の件

○議長（島部会長） 次に、日程第13 議案第10号 芽室町農業委員会委員辞職の件を議題といたします。それでは 事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第10号 芽室町農業委員会委員辞職の件。芽室町長より諮問のありました芽室町農業委員会委員の辞職の同意について意見を求める。

【諮問内容朗読】

○議長（島部会長） それでは これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。町長に対して同意する旨の答申をしてよろしいでしょうか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、議案第10号、鈴木委員の辞任に同意できるものとし、その旨町長に対し答申することとします。

以上で 議案第10号を終わります。

○議長（島部会長） 本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

よろしいですか。それでは以上をもちまして、芽室町農業委員会第12回総会を閉会いたします。

(16時14分 閉会)

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 3年 6月30日

芽室町農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員